【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】2019年4月15日

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】三木谷 正直【電話番号】03-6774-5100

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券

に係るファンドの名称】

きらめきジャパン

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券

の金額】

2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

きらめきジャパン

ただし、愛称として「きらめき」という名称を用いる場合があります。 (以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されも しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3)【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

お申込日の基準価額 とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額と します。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表 示することがあります。)

#### < 基準価額の照会方法等 >

基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

### (5)【申込手数料】

お申込日の基準価額に、3.24% \*(税抜3.0%)を上限に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

\*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。 当初元本は1口当たり1円です。

### (7)【申込期間】

継続申込期間:2019年4月16日から2019年10月15日まで

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### (9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

## (10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。 払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12)【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

## 投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理 するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座 簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

# 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主としてDIAM日本株オープン・マザーファンドへの投資を通じ、わが国の全上場株式等を実質的な投資対象として、中長期で信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

当ファンドの信託金の限度額は、2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

が特定のベンチマークは設けず、中長期で信託財産の成長をはかることを目標として 積極運用を行います。

投資対象には、市場、株式規模、業種等による制約を設けず、積極運用を行います。

2 株式の実質組入比率は、0~100%の範囲で弾力的に調整します。

市場動向の変化等に柔軟に対応するため、株式の実質組入比率を弾力的に調整いたします。その際、株価指数先物取引等を行う場合があります。

なお、株式の実質組入比率が50%を下回る場合には、短期国債等を組入れることで有価証券の実質 組入比率を50%以上に維持します。

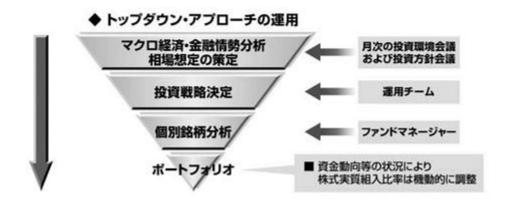
3 銘柄を厳選し積極的な運用を行います。

トップダウン·アプローチにより、株価の値上がり期待が高いと考えられる銘柄を厳選して組入れます。 銘柄を厳選し、株式の実質組入比率を弾力的に調整する積極運用を行うため、株式市場全体の 動きとは異なる場合があります。

### 運用プロセス

### 大局観や相場局面判断を重視して投資銘柄を選定します。

景気動向、金融情勢、海外情勢等の調査に基づいた相場環境分析による相場想定により、投資銘柄を選定します (トップダウン・アプローチ)。



### 分配方針

年1回の決算時(毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲とし、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものでは ありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 商品分類表

単位型投信	<b>小次计台+4+</b> +	投資対象資産
追加型投信	投資対象地域	(収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類定義

护加护	型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託
炉川当	至汉后	財産とともに運用されるファンドをいいます。
	ф	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益
国 内 		が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
+/+	<del>-</del>	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益
株 式		が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

周注 <b>区</b> 刀衣			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般		( )	
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券		北米	ファミリーファンド
一般	年6回		
公債	(隔月)	区欠州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
( )		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
	その他		
その他資産	( )	アフリカ	
(投資信託証券(株式))			
		中近東	
資産複合		(中東)	
( )			
資産配分固定型		エマージング	
資産配分変更型			

<sup>(</sup>注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分定義

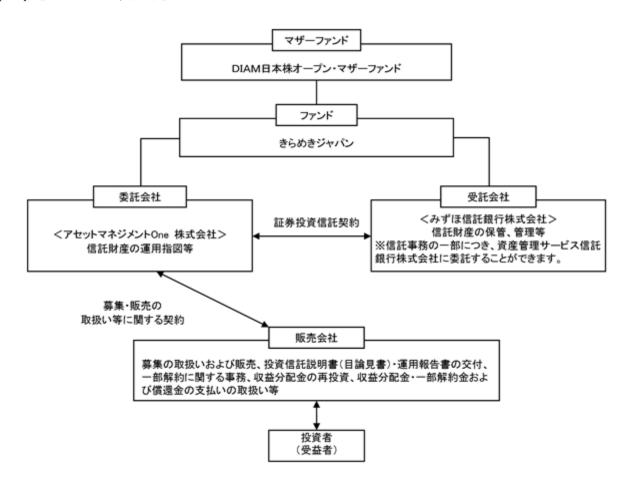
その他資産	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主と
Cの心質性   (投資信託証券	して株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。
(株式))	(注)商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資
(称式))	産はその他資産(投資信託証券(株式))に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものを
1 年 1 四	いいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産
	を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン
ファミリー   ファンド	ズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいま
	す。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

## (2)【ファンドの沿革】

,	<del>-</del>
2004年 2月10日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2008年 9月 1日	ファンド名称を「丸和日本株オープン」から「証券ジャパン日本株オープン」
	に変更
2013年10月15日	信託期間を2019年1月15日までに変更(当初は2014年1月15日まで)
2018年 4月14日	ファンドの名称を「証券ジャパン日本株オープン」から「きらめきジャパン」
	に変更
	信託期間を2024年1月15日までに変更

#### (3)【ファンドの仕組み】



## 「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しておりま す。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の 再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定 めたものです。

### ファミリーファンド方式とは

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの 受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



マザーファンドの投資対象および投資制限等の詳細は、「2.投資方針 (参考)当ファンドが投資するマザーファンドの概要」をご覧ください。

### 委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

#### 資本金の額

20億円 (2019年1月31日現在)

## 委託会社の沿革

1985年7月1日	985年7月1日 会社設立	
4000/T0 T04 T	「 ÷ T → + 1 1 2 / → ÷ イ	ニサベ

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ

リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社

とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA

Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式

会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部

門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

#### 大株主の状況

(2019年1月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 1	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% 2

1: A種種類株式(15,510株)を含みます。

2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

#### 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## <基本方針>

この投資信託は、中長期で信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

### <投資対象>

DIAM日本株オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

## <投資態度>

主としてDIAM日本株オープン・マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目的として運用を行います。なお、特定のベンチマークは設けません。

株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引の利用を行うことがあります。

株式の実質組入比率が50%をきる場合には、短期国債等を組入れることで有価証券の実質組入 比率を50%以上に維持します。

外貨建資産への投資は行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった 受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことがで きます。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ、有価証券
  - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)
  - 八. 金銭債権
  - 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号で定められたものを除く)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

有価証券の指図範囲(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金をアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたDIAM日本株オープン・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャルペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.~11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21.外国の者に対する権利で20.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン

- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1.~6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(約款第17条第3項)

## (参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	DIAM日本株オープン・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、中長期で信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を
	行います。
主な投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	国内の全上場株式を投資対象とし、特定のベンチマークは設けず、アクティブ運用
	を行います。
	景気動向、金融情勢、海外情勢等の調査に基づいた相場環境分析による相場想定
	(トップダウン・アプローチ)により、株価の値上がり期待が高いと考えられる銘
	柄を厳選して組入れます。
	投資対象には、市場、株式規模、業種等による制約を設けず、上場株式、大型株、
	中・小型株を組入れることができます。
	株式全体の組入比率は、0%から100%の範囲で弾力的に調整します。
	株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引の利用を
	行うことがあります。
	株式の組入比率が50%をきる場合には、短期国債等を組入れることで有価証券の組
	入比率を50%以上に維持します。
	外貨建資産への投資は行いません。
	国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプ
	ション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外
	国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券
	オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似
	の取引を行うことができます。
	また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利また
	は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先
	渡取引を行うことができます。

#### 主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

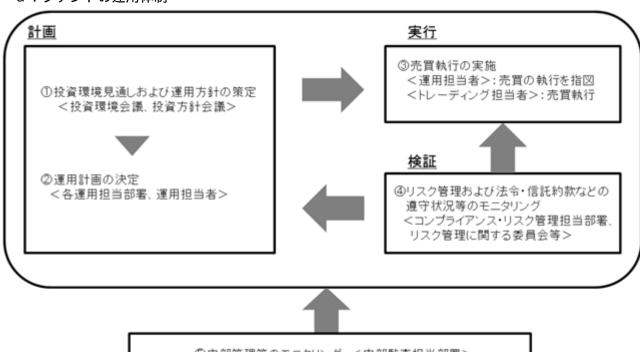
投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資 産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることと し、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託 協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## (3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



⑤内部管理等のモニタリング <内部監査担当部署>

投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良 執行をめざして売買の執行を行います。

#### モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度)は、 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニ タリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・ 効率性等の観点からモニタリングを実施します。

## b.ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

#### c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2019年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

## (4)【分配方針】

#### < 収益分配方針 >

毎決算時(原則として毎年1月15日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

### (1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### < 収益分配方式 >

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1)配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2)売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### < 収益分配金の支払い>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加 した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5)【投資制限】

株式への実質投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券への投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

DIAM日本株オープン・マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(2)投資態度)

外貨建資産への投資は行いません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

DIAM日本株オープン・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託 財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- 1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の運用指図(約款第22条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)上記1)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により上記項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図(約款第23条)

1)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

2)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図(約款第25条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第25条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.~2.の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2)上記1)1.~2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第33条)

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

#### 3【投資リスク】

## < 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

#### 株価変動リスク

当ファンドは実質的に株式を組入れるため、株式市場の変動により基準価額が上下します。また、中小型株式等に投資をする場合があります。中小型株式等は、一般的に株式市場全体と比較して、値動きが大きくなることがありますので、基準価額が大きく下がる場合があります。

## 集中投資リスク

当ファンドは、一銘柄当たりの実質組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

## 個別銘柄選択リスク

個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額の下落の原因となる可能性があるリスクをいいます。当ファンドは、個別銘柄の選択により収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。

#### 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

#### 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### < その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を 含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算 期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこ とで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少すること となり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行 う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

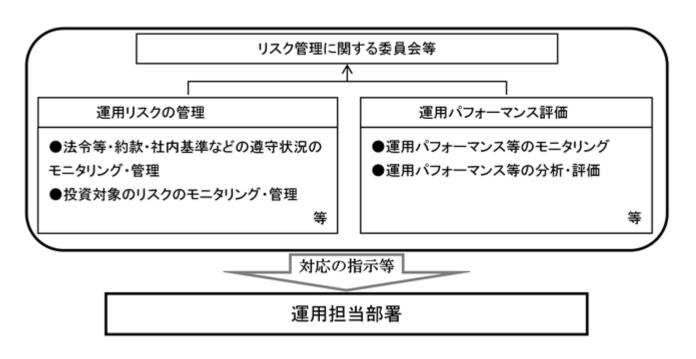
## 注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動 します。
- 口.投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ.投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 二.投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

#### <リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

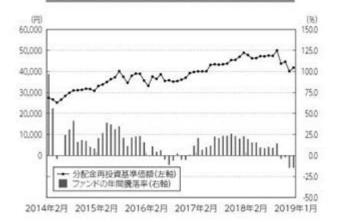
- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パ フォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の 報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行いま す。



リスク管理体制は2019年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

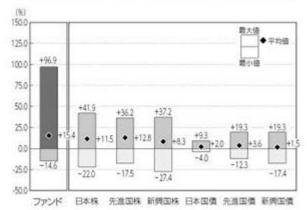
# <参考情報>

### アンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- \*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは 異なる場合があります。
- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて 計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間既落率の比較



#### 2014年2月~2019年1月

- \*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値·最大値・最小値を、 ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産 クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### \*各資産クラスの指数

日 本 株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ペース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- ●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券 取引所(薬東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、減東京証券取引所が有しています。
- ●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成 したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および
- ●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもの です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を 停止する権利を有しています。
- ●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の 知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するもの ではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で 加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが 有しています。
- ●[JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で 構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに 帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

### 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%)を上限に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

\*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりませ ん。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等に かかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

## (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

### (3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.728%<sup>\*</sup>(税抜1.6%)

\*消費税率が10%になった場合は、年率1.76%となります。

信託報酬の配分は、販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の通りとします。

信託報酬の配分(税抜)				
販売会社の 取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社	
50億円以下の部分	年率0.75%	年率0.75%	年率0.10%	
50億円超 100億円以下の部分	年率0.70%	年率0.80%	年率0.10%	
100億円超の部分	年率0.65%	年率0.85%	年率0.10%	
主な役務	見書等各種書類の作	購入後の情報提供、交付 運用報告書等各種書類の 送付、口座内でのファン ドの管理等の対価	連用財産の保管・管	

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬は、毎日計上され、毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

### (4)【その他の手数料等】

#### イ.信託財産留保額

信託財産留保額は、解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

### 口.その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替 金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ・有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ・マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる 手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額 は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、 上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、2019年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コース

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

で同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

#### < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

### 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成31年1月31日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		1,078,209,992	99.81
	内 日本	1,078,209,992	99.81
コール・ローン、その他の資	資産(負債控除後)	2,012,680	0.19
純資産総額		1,080,222,672	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

### (参考)

## DIAM日本株オープン・マザーファンド

平成31年1月31日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)
株式		934,575,930	86.68
	内 日本	934,575,930	86.68
コール・ローン、その他の資	<b>賢産(負債控除後)</b>	143,634,989	13.32
純資産総額		1,078,210,919	100.00

### その他資産の投資状況

平成31年1月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)	
株価指数先物取引(買建)	62,720,000	5.82	
内日本	62,720,000	5.82	

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
- (注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

平成31年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資比率
1	DIAM日本株オープン・マ ザーファンド 日本	親投資信託受 益証券	204,237,383	5.2354 1,069,284,818	5.2792	-	99.81%

### 投資有価証券の種類別投資比率

平成31年1月31日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.81%
合計	99.81%

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

## (参考)

## DIAM日本株オープン・マザーファンド

平成31年1月31日現在

						1 7-7	いまり	· H - 70 III
順			種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	利率(%)	投資
位	発行体の国/地域		業種	<u> </u>	(円)	(円)	償還日	比率
	カチタス		 株式		2,900.00	3,100.00	-	
1		日本	不動産業	8,200	23,780,000	25,420,000	-	2.36%
	スクウェア・エニックス	•	株式		3,340.00	3,600.00		
2	ホールディングス		かない	6,700	3,340.00	3,600.00	-	2.24%
		日本	情報・通信業		22,378,000	24,120,000	-	
3	ソニー		株式	4,300	5,447.00	5,467.00	-	2.18%
Ľ		日本	電気機器	4,300	23,422,100	23,508,100	-	2.10%
4	朝日インテック		株式	4,900	4,640.00	4,720.00	-	2.15%
		日本	精密機器	4,300	22,736,000	23,128,000	-	2.15/0
5	日立製作所		株式	6,300	3,573.81	3,413.00	-	1.99%
L		日本	電気機器	0,500	22,515,022	21,501,900	-	1.33%
6	東京瓦斯		株式	7,500	2,870.50	2,858.50	-	1.99%
		日本	電気・ガス業	7,500	21,528,750	21,438,750	-	1.33%
7	アカツキ		株式	3,400	6,830.00	6,240.00	-	1.97%
Ľ		日本	情報・通信業	3,400	23,222,000	21,216,000	-	1.37/0
8	リソー教育		株式	46,800	446.40	444.00	-	1.93%
		日本	サービス業	40,000	20,891,943	20,779,200	-	1.95%
9	明治ホールディングス		株式	2,300	8,810.00	8,410.00	-	1.79%
9		日本	食料品	2,300	20,263,000	19,343,000	-	1.13/0
10	西武ホールディングス		株式	10,200	1,901.00	1,887.00	-	1.79%
		日本	陸運業	10,200	19,390,200	19,247,400	-	1.73/0

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					有価証券		77771
11	日置電機	株式	4,400	3,515.00	4,090.00	-	1.67%
11	日本	電気機器	4,400	15,466,000	17,996,000	-	1.07/0
12	ヤマトホールディングス	株式	6,200	2,989.50	2,896.50	-	1.67%
12	日本	陸運業	0,200	18,534,900	17,958,300	-	1.07/0
13	S Gホールディングス	株式	5,800	3,005.00	2,917.00	-	1.57%
13	日本	陸運業	3,000	17,429,000	16,918,600	-	1.57 //
14	セブン&アイ・ホールディン グス	株式	3,500	4,721.00	4,739.00	-	1.54%
	日本	小売業		16,523,500	16,586,500	-	
45	ラクト・ジャパン	株式	2 400	7,050.00	7,880.00	-	4 520/
15	日本	卸売業	2,100	14,805,000	16,548,000	-	1.53%
16	東海旅客鉄道	株式	700	23,420.00	23,490.00	-	1.53%
16	日本	陸運業	700	16,394,000	16,443,000	-	1.53%
17	弁護士ドットコム	株式	4 100	3,315.00	3,825.00	-	1 45%
1/	日本	サービス業	4,100	13,591,500	15,682,500	-	1.45%
18	ダイキン工業	株式	1,300	12,395.00	11,765.00	-	1.42%
10	日本	機械	1,300	16,113,500	15,294,500	-	1.42%
19	ドンキホーテホールディング ス	株式	2,400	6,320.00	6,330.00	-	1.41%
	日本	小売業		15,168,000	15,192,000	-	
20	西日本旅客鉄道	株式	1 000	8,024.00	7,939.00	-	1 40%
20	日本	陸運業	1,900	15,245,600	15,084,100	-	1.40%
21	東急不動産ホールディングス	株式	24 200	563.00	592.00	-	1.33%
	日本	不動産業	24,200	13,624,600	14,326,400	-	1.33%
22	不二製油グループ本社	株式	4,100	3,405.00	3,435.00	-	1.31%
	日本	食料品	4,100	13,960,500	14,083,500	-	1.51/0
23	スプリックス	株式	6,200	2,058.39	2,227.00	-	1.28%
23	日本	サービス業	0,200	12,762,054	13,807,400	-	1.20/0
24	三菱UFJフィナンシャル・ グループ	株式	23,500	571.30	583.60	-	1.27%
	日本	銀行業		13,425,550	13,714,600	-	
25	武田薬品工業	株式	3,100	4,419.61	4,389.00	-	1.26%
25	日本	医薬品	3,100	13,700,797	13,605,900	-	1.20%
26	エーザイ	株式	1 600	8,560.00	8,419.00	-	1.25%
20	日本	医薬品	1,600	13,696,000	13,470,400	-	1.25%
27	横河ブリッジホールディング ス	株式	6,700	1,779.02	1,978.00	-	1.23%
	日本	金属製品		11,919,481	13,252,600	-	
00	第一三共	株式	0.500	3,618.00	3,767.00	-	4 00%
28	日本	医薬品	3,500	12,663,000	13,184,500	-	1.22%
20	JUKI	株式	44 400	1,176.45	1,186.00	-	1 000/
29	日本	機械	11,100	13,058,634	13,164,600	-	1.22%
20	花王	株式	4 700	7,480.03	7,672.00	-	1 040/
30	日本	化学	1,700	12,716,057	13,042,400	-	1.21%

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

## 平成31年1月31日現在

種類	投資比率
株式	86.68%
合計	86.68%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

平成31年1月31日現在

業種	国内/外国	投資比率
電気機器	国内	10.85%
情報・通信業	1	8.99%
陸運業	1	8.86%
小売業	1	6.71%
医薬品	1	6.04%
サービス業		6.03%
不動産業		4.61%
食料品	1	4.22%
化学		3.82%
建設業		3.78%
機械	1	3.69%
銀行業	1	3.60%
卸売業		2.47%
精密機器		2.43%
電気・ガス業		1.99%
繊維製品		1.74%
輸送用機器		1.51%
保険業		1.43%
金属製品		1.23%
ガラス・土石製品		1.03%
その他金融業		0.85%
その他製品		0.34%
証券、商品先物取引業		0.21%
鉱業		0.12%
海運業		0.08%
石油・石炭製品	]	0.07%
合計		86.68%

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考)

DIAM日本株オープン・マザーファンド

平成31年1月31日現在

	_						
種類	取引所	資産の名称	買建/	数量	簿価金額	評価金額	投資
作里夫只	40.017/1	貝性の行物	売建	<b>双里</b>	(円)	(円)	比率
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物 3103月	買建	4	62,716,296	62,720,000	5.82%
-1/21		ולכטו כו מוטלן	1				

<sup>(</sup>注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<sup>(</sup>注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

# (3)【運用実績】

【純資産の推移】 直近日(平成31年1月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1 口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第6計算期間末	3,951	3,951	0.5878	0.5878
(平成22年1月15日)	3,901	3,901	0.5676	0.3676
第7計算期間末	2,432	2,432	0.5963	0.5963
(平成23年1月17日)	2,102	2,102	0.0000	0.0000
第8計算期間末	1,298	1,298	0.4565	0.4565
(平成24年1月16日)	.,===	.,		
第9計算期間末	1,212	1,212	0.6913	0.6913
(平成25年1月15日)	,	,		
第10計算期間末	1,704	1,704	1.7698	1.7698
(平成26年1月15日)	,	,		
第11計算期間末	1,432	1,432	1.8725	1.8725
(平成27年1月15日)	,	,		
第12計算期間末	1,382	1,382	2.1042	2.1042
(平成28年1月15日)				
第13計算期間末	1,276	1,276	2.3996	2.3996
(平成29年1月16日)				
第14計算期間末	1,374	1,374	3.0084	3.0084
(平成30年1月15日)	·			
第15計算期間末	1,072	1,072	2.5142	2.5142
(平成31年1月15日)				
平成30年1月末日	1,354	-	2.9651	-
2月末日	1,323	-	2.9011	-
3月末日	1,279	-	2.8047	-
4月末日	1,264	-	2.8104	-
5月末日	1,289	-	2.8657	-
6月末日	1,272	-	2.8622	-
7月末日	1,257	-	2.8857	-
8月末日	1,246	-	2.8740	-
9月末日	1,305	-	3.0312	-
10月末日	1,138	-	2.6524	-
11月末日	1,162	-	2.7078	-
12月末日	1,037	-	2.4324	-
平成31年1月末日	1,080	-	2.5332	-

## 【分配の推移】

	1 口当たりの分配金(円)
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第6計算期間	26.7
第7計算期間	1.4
第8計算期間	23.4
第9計算期間	51.4
第10計算期間	156.0
第11計算期間	5.8
第12計算期間	12.4
第13計算期間	14.0
第14計算期間	25.4
第15計算期間	16.4

<sup>(</sup>注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の 直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6計算期間	220,246,634	3,495,280,000
第7計算期間	180,000	2,643,520,000
第8計算期間	10,400,000	1,245,368,018
第9計算期間	4,250,000	1,095,043,334
第10計算期間	216,520,000	1,007,666,868
第11計算期間	46,300,000	244,100,000
第12計算期間	25,150,000	133,260,000
第13計算期間	14,820,000	140,158,000
第14計算期間	472,224	75,322,000
第15計算期間	219,970	30,736,692

<sup>(</sup>注) 本邦外における設定及び解約はございません。

#### < < 参考情報 > >

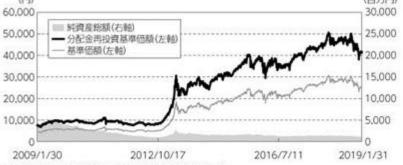
## データの基準日:2019年1月31日

# 分配の推移(税引前)



※分配金は1万口当たりです。

#### **監額・純資産の推移** (2009年1月30日~2019年1月31日) (円) (百万円) 解資産総額(右軸) 分配金再投資基準価額(左軸)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です

※学報報報の17日当から記載時代を受け、 ※分配金再投資基準値額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、 実際の基準値額とは異なります。(設定日:2004年2月10日) ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率
1	DIAM日本株オープン・マザーファンド	99.81%

■DIAM日本株オープン・マザーファンド ※比率(%)は、当該マザーファンドの統資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、 国/地域を表します。

#### 資産の状況

資産の種類 株式		比率(%) 86.68	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		13.32	
合計(純資産総額)		100.00	

# その他資産の投資状況

医薬品

比率(%)
5.82

順位	業種	比率
1	電気機器	10.85%
2	情報·通信業	8.99%
3	陸運業	8.86%
4	小売業	6,71%

組入.	上位	10	)銘	柄
385477				3

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	カチタス	株式	日本	不動産業	2.36%
2	スクウェア・エニックス・ホールディングス	株式	日本	情報·通信業	2.24%
3	ソニー	株式	日本	電気機器	2.18%
4	朝日インテック	株式	日本	精密機器	2.15%
5	日立製作所	株式	日本	電気機器	1.99%
6	東京瓦斯	株式	日本	電気・ガス業	1.99%
7	アカツキ	株式	日本	情報·通信業	1.97%
8	リソー教育	株式	日本	サービス業	1.93%
9	明治ホールディングス	株式	日本	食料品	1,79%
10	西武ホールディングス	株式	日本	陸運業	1.79%

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。 ※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。 季当ファンドにはベンチマークはありません。

- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の連用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

6.04%

### 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
  - ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申 込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとし ます。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額は、お申込日の基準価額 とします。なお、「分配金再投資コース」により収益分配金 を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示 することがあります。)

- ・お申込手数料は、お申込日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%)を上限に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
  - \*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ・お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。 当初元本は1口当たり1円です。

・取得申込者は、お申込み日から起算して5営業日目までに買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

#### 2【換金(解約)手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約の請求をすることが出来ます。受益者が解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。
- ・解約価額は、解約請求受付日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を 乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において お支払いいたします。
- ・解約単位

販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約価額の照会方法等

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

### < 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法		
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額		
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場		

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託期間は、2004年2月10日から2024年1月15日までです。

下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

- a. 計算期間は原則として毎年1月16日から翌年1月15日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始 されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

### (5)【その他】

#### イ・償還規定

- a.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c.委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d.委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社 に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f.委託会社は、上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して 交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行 いません。
- g.上記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
- i.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この 信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下 記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間 において存続します。
- j.受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記 「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k.上記 d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し 自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該 買取請求権の内容および手続は、公告または書面に付記します。

#### 口.信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、 変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約 款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受 益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c.委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社 に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし ます。
- d.上記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を 超えるときは信託約款の変更をしません。
- e.委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して 交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行 いません。
- f.委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からe.の規定に従 い信託約款を変更します。
- g.上記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し 自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該 買取請求権の内容および手続は、公告または書面に付記します。

### 八.関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 二.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ に掲載します。

(URL http://www.am-one.co.jp/)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

#### ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から 運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL http://www.am-one.co.jp/)

#### 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、 その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

#### (4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の 閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(平成30年1月16日から平成31年 1月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【きらめきジャパン】

## (1)【貸借対照表】

		第14期 平成30年1月15日現在	第15期 平成31年1月15日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		11,405,066	10,200,451
親投資信託受益証券		1,373,511,838	1,069,284,818
未収入金		1,000,000	2,800,000
流動資産合計		1,385,916,904	1,082,285,269
資産合計		1,385,916,904	1,082,285,269
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		702,848	635,128
未払委託者報酬		10,543,396	9,527,830
その他未払費用		13,977	9,781
流動負債合計		11,260,221	10,172,739
負債合計		11,260,221	10,172,739
純資産の部			
元本等			
元本		1 456,937,506	1 426,420,784
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()	)	917,719,177	645,691,746
(分配準備積立金)		844,971,361	788,148,335
元本等合計		1,374,656,683	1,072,112,530
純資産合計		1,374,656,683	1,072,112,530
負債純資産合計		1,385,916,904	1,082,285,269

# (2)【損益及び剰余金計算書】

	第14期 自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日	第15期 自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日
営業収益		
受取利息	7	-
有価証券売買等損益	318,430,110	195,377,020
営業収益合計	318,430,117	195,377,020
三 営業費用		
支払利息	5,258	4,637
受託者報酬	1,396,472	1,335,037
委託者報酬	20,948,461	20,027,047
その他費用 _	27,756	20,898
営業費用合計	22,377,947	21,387,619
営業利益又は営業損失( )	296,052,170	216,764,639
経常利益又は経常損失( )	296,052,170	216,764,639
当期純利益又は当期純損失( )	296,052,170	216,764,639
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	17,960,054	6,072,963
期首剰余金又は期首欠損金()	744,277,558	917,719,177
剰余金増加額又は欠損金減少額	777,973	394,450
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	777,973	394,450
剰余金減少額又は欠損金増加額	105,428,470	61,730,205
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	105,428,470	61,730,205
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	917,719,177	645,691,746

## (3)【注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 .	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ	
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

### (貸借対照表に関する注記)

項目		百日	第14期	第15期
		<b>坦</b>	平成30年1月15日現在	平成31年1月15日現在
1 .	1	期首元本額	531,787,282円	456,937,506円
		期中追加設定元本額	472,224円	219,970円
		期中一部解約元本額	75,322,000円	30,736,692円
2 .		受益権の総数	456,937,506□	426,420,784□

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第14期	第15期
項目	自 平成29年1月17日	自 平成30年1月16日
	至 平成30年1月15日	至 平成31年1月15日
1. 1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(0円)、費用控除後、繰	当等収益(0円)、費用控除後、繰
	越欠損金を補填した有価証券売買等	越欠損金を補填した有価証券売買等
	損益(278,094,100円)、信託約款	損益(0円)、信託約款に規定され
	に規定される収益調整金	る収益調整金(38,230,836円)及び
	(72,752,618円)及び分配準備積立	分配準備積立金 ( 788,148,335円 )
	金(566,877,261円)より分配対象	より分配対象収益は826,379,171円
	収益は917,723,979円(1万口当たり	(1万口当たり19,379.43円)であり
	20,084.23円)でありますが、分配	ますが、分配を行っておりません。
	を行っておりません。	

### (金融商品に関する注記)

### 1.金融商品の状況に関する事項

	第14期			第15期
項目	自 平成29年1月17日		自	平成30年1月16日
	至 平成30年1月15日		至	平成31年1月15日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であ	同左		
	り、信託約款に規定する「運用の基			
	本方針」に従い、有価証券等の金融			
	商品に対して投資として運用するこ			
	とを目的としております。			
2. 金融商品の内容及び当該金融商	当ファンドが保有する金融商品の種	同左		
品に係るリスク	類は、有価証券、コール・ローン等			
	の金銭債権及び金銭債務でありま			
	す。当ファンドが保有する有価証券			
	の詳細は「附属明細表」に記載して			
	おります。これらは、主要投資対象			
	である親投資信託受益証券が保有す			
	る金融商品に係る、価格変動リス			
	ク、金利変動リスクなどの市場リス			
	ク、信用リスク及び流動性リスク等			
	のリスクに晒されております。			
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプラ	同左		
	イアンス・リスク管理担当部署が、			
	運用リスクを把握、管理し、その結			
	果に基づき運用担当部署へ対応の指			
	示等を行うことにより、適切な管理			
	を行います。リスク管理に関する委			
	員会等はこれらの運用リスク管理状			
	況の報告を受け、総合的な見地から			
	運用状況全般の管理を行います。			

### 2.金融商品の時価等に関する事項

· ·	1	<u> </u>
   項目	第14期	第15期
- 一	平成30年1月15日現在	平成31年1月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びそ	貸借対照表上の金融商品は原則とし	同左
の差額	てすべて時価で評価しているため、	
	貸借対照表計上額と時価との差額は	
	ありません。	
2. 時価の算定方法	(1)有価証券	同左
	「(重要な会計方針に係る事項に関	
	する注記)」にて記載しておりま	
	<b>す</b> 。	
	(2)デリバティブ取引	
	該当事項はありません。	
	(3)上記以外の金融商品	
	上記以外の金融商品(コール・ロー	
	ン等の金銭債権及び金銭債務)は短	
	期間で決済されるため、帳簿価額は	
	時価と近似していることから、当該	
	帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基	同左
についての補足説明	づく価額のほか、市場価格がない場	
	合には合理的に算定された価額が含	
	まれております。当該価額の算定に	
	おいては一定の前提条件等を採用し	
	ているため、異なる前提条件等に	
	よった場合、当該価額が異なること	
	もあります。	

### (有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

	第14期	第15期
	平成30年1月15日現在	平成31年1月15日現在
種類	当期の	当期の
	損益に含まれた	損益に含まれた
	評価差額(円)	評価差額(円)
親投資信託受益証券	296,284,780	188,633,664
合計	296,284,780	188,633,664

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

### (1口当たり情報に関する注記)

	第14期	第15期	
	平成30年1月15日現在	平成31年1月15日現在	
1口当たり純資産額	3.0084円	2.5142円	
(1万口当たり純資産額)	(30,084円)	(25,142円)	

### (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券

平成31年1月15日現在

		券面総額	評価額	備考
作生 <del>大</del> 共	新 11/3	(円)	(円)	佣写
親投資信託受益証券	DIAM日本株オープン・マザーファンド	204,237,383	1,069,284,818	
親投資信託受益証券	合計	204,237,383	1,069,284,818	
合計		204,237,383	1,069,284,818	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは、「DIAM日本株オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。 同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「DIAM日本株オープン・マザーファンド」の状況

#### 貸借対照表

			(単位:日)
科目	注記番号	平成30年1月15日現在	平成31年1月15日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		33,558,900	146,912,805
株式		1,320,962,360	921,043,520
派生商品評価勘定		549,676	639,352
未収入金		18,855,765	13,660,234
未収配当金		606,150	934,250
差入委託証拠金		464,676	1,229,352
流動資産合計		1,374,997,527	1,084,419,513
資産合計		1,374,997,527	1,084,419,513
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	45,972
前受金		484,676	349,352
未払金		-	11,946,294
未払解約金		1,000,000	2,800,000
流動負債合計		1,484,676	15,141,618
負債合計		1,484,676	15,141,618
純資産の部			
元本等			
元本	1	223,005,283	204,237,383
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		1,150,507,568	865,040,512
元本等合計		1,373,512,851	1,069,277,895
純資産合計		1,373,512,851	1,069,277,895
負債純資産合計		1,374,997,527	1,084,419,513

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価 評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相 場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取 引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 .	デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価 にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる 金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっており ます。
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金 額を計上しております。

### (貸借対照表に関する注記)

	項目	平成30年1月15日現在	平成31年1月15日現在
1 .	1 本報告書における開示対象ファ	291,014,682円	223,005,283円
	ンドの期首における当該親投資		
	信託の元本額		
	同期中追加設定元本額	1,283,348円	- 円
	同期中一部解約元本額	69,292,747円	18,767,900円
	元本の内訳		
	ファンド名		
	きらめきジャパン	223,005,283円	204,237,383円
	計	223,005,283円	204,237,383円
2 .	受益権の総数	223,005,283□	204,237,383口

### (金融商品に関する注記)

### 1.金融商品の状況に関する事項

	は向田の小川に関する事項	自	3	平成:	 29年1月	17日			平成30年1月16日
	項目				- ° · · · / 30年1月				平成31年1月15日
1.	金融商品に対する取組方針	<b>-</b>					で	 同左	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		あり、信							
		用の基本	卜方	<b>5針」</b>	こに従い	ハ、有価	証		
		券等の金	已融	中南日	品に対し	して投資	ح		
		して運用	月す	るこ	ことを	目的とし	7		
		おります	۲.						
2 .	金融商品の内容及び当該金融商品に係る	当ファン	ノド	・が代	保有する	る金融商品	品	同左	
	リスク	の種類は	ţ,	有值	西証券、	デリバ			
		ティブ取	又弓	١, =	コール	・ローン	等		
		の金銭債	責権	<b>証及</b> て	び金銭(	責務であ	נו		
		ます。当	当フ	ファン	ノドがイ	呆有する <sup>?</sup>	有		
		価証券の	D詳	羊細は	は「附属	属明細表	ı		
		に記載し	って	おり	ります。	これら			
		は、価格	各変	変動!	リスク、	金利変	動		
		リスクな	٤٤	ごのさ	市場リス	スク、信息	用		
		リスク及	<b>ን</b> ህ	バ流重	助性リス	スク等の	IJ		
		スクに晒	西さ	られて	ておりま	ます。			
		また、当	当フ	ファン	ンドのマ	利用して	11		
		るデリバ	ヾァ	-イフ	ブ取引	は、株価	指		
		数先物取	又弓	です	あります	す。当該	デ		
		リバティ	ィフ	ブ取引	別は、化	言託財産:	が		
		運用対象	良と	:する	る資産の	の価格変	動		
		リスクの	D但	<b>.</b> 減及	及び信託	託財産に	属		
		する資産							
		る事を目	計	りとし	√行っ⁻	ており、ネ	株		
		価の変動	カに	こよる	<b>るリス</b> ?	クを有し	て		
		おります	۲.						
		vernania.	-بدرا	, ee	L, > VI =	<b>-</b> 1 +•		=+	
3 .	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当						同左	
						ク管理担			
		部署が、  珊  z							
		理し、そ							
		当部署へ   とにより							
		こにより   す。リス							
		9。リス   等はこれ							
		守はこれ							
		ルの報点   から運用							
		」がら遅た ます。	'ער נו	ヘルレコ	ביו∡∨./ וי	ョ <b>注で</b> 门	V '		
		0,70							

### 2.金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年1月15日現在	平成31年1月15日現在
	   貸借対照表上の金融商品は原則	同左
	としてすべて時価で評価してい	
	   るため、貸借対照表計上額と時	
	価との差額はありません。	
	-	
   2. 時価の算定方法	   (1)有価証券	   同左
	「(重要な会計方針に係る事項	
	に関する注記)」にて記載して	
	おります。	
	(2 )デリバティブ取引	
	「(デリバティブ取引等に関す	
	る注記)」にて記載しておりま	
	す。	
	(3)上記以外の金融商品	
	上記以外の金融商品(コール・	
	ローン等の金銭債権及び金銭債	
	務)は短期間で決済されるた	
	め、帳簿価額は時価と近似して	
	いることから、当該帳簿価額を	
	時価としております。	
2 今融金ロのは歴祭に関すて東西について		   <del> </del>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格	同左 
(大) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市	に塞りく  一韻のはが、「「場	
	かない場合には日達的に昇足と   れた価額が含まれております。	
	1072   額が日よれてのりよす。   当該価額の算定においては一定	
	コ版価限の昇足にのいては	
	め、異なる前提条件等によった	
	場合、当該価額が異なることも	
	あります。また、デリバティブ	
	取引に関する契約額等は、あく	
	までもデリバティブ取引におけ	
	る名目的な契約額であり、当該	
	金額自体がデリバティブ取引の	
	リスクの大きさを示すものでは	
	ありません。	

### (有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

	平成30年1月15日現在	平成31年1月15日現在	
種類	当期の 損益に含まれた	当期の 損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
株式	227,357,120	41,340,428	
合計	227,357,120	41,340,428	

### (デリバティブ取引等に関する注記)

#### 株式関連

平成30年1月15日 現在				平成31年1月15日 現在				
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
種類	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)
		1 年超				1 年超		
市場取引								
     先物取引 								
買建	18,300,000	-	18,850,000	550,000	76,455,000	-	77,050,000	595,000
合計	18,300,000	-	18,850,000	550,000	76,455,000	-	77,050,000	595,000

### (注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

- 2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (1口当たり情報に関する注記)

	平成30年1月15日現在	平成31年1月15日現在
1口当たり純資産額	6.1591円	5.2355円
(1万口当たり純資産額)	(61,591円)	(52,355円)

### 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

### (1)株式

平成31年1月15日現在

			評価額(円)	成31年1月15日現在
銘 柄	株式数	単 価	金額	備考
国際石油開発帝石	1,200	1,018.00	1,221,600	,
大成建設	1,600	4,915.00	7,864,000	
清水建設	8,400	912.00	7,660,800	
五洋建設	16,500	639.00	10,543,500	
協和エクシオ	2,500	2,670.00	6,675,000	
日本工営	1,100	2,523.00	2,775,300	
コシダカホールディングス	4,100	1,387.00	5,686,700	
ヤクルト本社	2,100	7,280.00	15,288,000	
明治ホールディングス	2,300	8,810.00	20,263,000	
アサヒグループホールディングス	600	4,272.00	2,563,200	
キリンホールディングス	800	2,427.50	1,942,000	
不二製油グループ本社	4,100	3,405.00	13,960,500	
日本マクドナルドホールディングス	2,300	4,735.00	10,890,500	
グンゼ	800	4,520.00	3,616,000	
ラクト・ジャパン	2,100	7,050.00	14,805,000	
グリムス	2,100	1,837.00	3,857,700	
東急不動産ホールディングス	24,200	563.00	13,624,600	
セブン&アイ・ホールディングス	3,500	4,721.00	16,523,500	
東レ	10,900	793.50	8,649,150	
マツオカコーポレーション	2,300	2,879.00	6,621,700	
TIS	2,000	4,545.00	9,090,000	
アイスタイル	5,100	828.00	4,222,800	
GMOペイメントゲートウェイ	1,200	5,350.00	6,420,000	
アカツキ	3,700	6,830.00	25,271,000	
チェンジ	1,700	3,540.00	6,018,000	
ユーザベース	100	1,736.00	173,600	
マネーフォワード	100	2,901.00	290,100	
サインポスト	6,100	3,980.00	24,278,000	
住友精化	700	4,320.00	3,024,000	
石原産業	2,400	1,132.00	2,716,800	
セントラル硝子	3,100	2,219.00	6,878,900	
ウルトラファブリックス・ホールディ	2,700	2 250 00	6 260 200	
ングス	2,700	2,359.00	6,369,300	
花王	900	7,466.00	6,719,400	
武田薬品工業	1,800	4,369.00	7,864,200	
エーザイ	1,600	8,560.00	13,696,000	
テルモ	500	6,104.00	3,052,000	
J C R ファーマ	1,400	5,750.00	8,050,000	
第一三共	3,500	3,618.00	12,663,000	
ペプチドリーム	2,500	4,385.00	10,962,500	
サンバイオ	1,600	10,250.00	16,400,000	
リソー教育	34,400	447.00	15,376,800	
資生堂	700	6,231.00	4,361,700	

			日叫叫力用山	<b>首(</b> 内国投頁后
出光興産	200	3,845.00	769,000	
アジアパイルホールディングス	11,600	579.00	6,716,400	
東海カーボン	2,300	1,499.00	3,447,700	
横河ブリッジホールディングス	4,300	1,681.00	7,228,300	
OSJBホールディングス	25,000	304.00	7,600,000	
弁護士ドットコム	5,800	3,315.00	19,227,000	
豊田自動織機	800	5,360.00	4,288,000	
ヤマシンフィルタ	3,500	675.00	2,362,500	
小松製作所	1,400	2,693.50	3,770,900	
ダイキン工業	1,300	12,395.00	16,113,500	
ダイフク	400	5,020.00	2,008,000	
JUKI	8,000	1,158.00	9,264,000	
日立製作所	5,800	3,583.00	20,781,400	
富士電機	2,900	3,280.00	9,512,000	
安川電機	500	2,866.00	1,433,000	
RPAホールディングス	3,500	3,680.00	12,880,000	
日本電産	600	12,240.00	7,344,000	
アンリツ	1,300	1,592.00	2,069,600	
ソニー	4,300	5,447.00	23,422,100	
TDK	200	7,800.00	1,560,000	
日置電機	4,400	3,515.00	15,466,000	
イリソ電子工業	1,200	4,310.00	5,172,000	
ローム	400	7,250.00	2,900,000	
村田製作所	400	14,090.00	5,636,000	
スプリックス	4,800	2,039.00	9,787,200	
プレミアグループ	100	3,005.00	300,500	
いすゞ自動車	3,300	1,658.00	5,471,400	
本田技研工業	1,400	3,219.00	4,506,600	
ヤマハ発動機	900	2,229.00	2,006,100	
ドンキホーテホールディングス	2,400	6,320.00	15,168,000	
ワークマン	900	7,950.00	7,155,000	
朝日インテック	4,900	4,640.00	22,736,000	
リコー	5,900	1,082.00	6,383,800	
パラマウントベッドホールディングス	800	4,485.00	3,588,000	
日本ユニシス	2,700	2,553.00	6,893,100	
三菱商事	3,100	3,121.00	9,675,100	
イズミ	200	5,460.00	1,092,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	23,500	571.30	13,425,550	
りそなホールディングス	5,800	552.40	3,203,920	
三井住友トラスト・ホールディングス	900	4,205.00	3,784,500	
三井住友フィナンシャルグループ	2,400	3,882.00	9,316,800	
セブン銀行	26,200	318.00	8,331,600	
SBIホールディングス	1,000	2,260.00	2,260,000	
オリックス	5,400	1,684.00	9,093,600	
第一生命ホールディングス	2,700	1,766.50	4,769,550	
東京海上ホールディングス	2,000	5,219.00	10,438,000	
三井不動産	2,200	2,561.00	5,634,200	
住友不動産	1,000	4,060.00	4,060,000	
カチタス	8,200	2,900.00	23,780,000	
西日本旅客鉄道	1,900	8,024.00	15,245,600	
			i	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

東海旅客鉄道	700	23,420.00	16,394,000	
西武ホールディングス	10,200	1,901.00	19,390,200	
南海電気鉄道	3,400	2,961.00	10,067,400	
ヤマトホールディングス	6,200	2,989.50	18,534,900	
商船三井	300	2,589.00	776,700	
SGホールディングス	5,800	3,005.00	17,429,000	
シルバーライフ	400	4,820.00	1,928,000	
東京瓦斯	7,500	2,870.50	21,528,750	
スクウェア・エニックス・ホールディ	6,700	3,340.00	22,378,000	
ングス	0,700	3,340.00	22,376,000	
カプコン	2,300	2,181.00	5,016,300	
ニトリホールディングス	400	14,450.00	5,780,000	
ファーストリテイリング	100	53,330.00	5,333,000	
ソフトバンクグループ	1,100	7,709.00	8,479,900	
合計	421,100		921,043,520	

### (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

### 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

### 平成31年1月31日現在

資産総額	1,081,037,586円
負債総額	814,914円
純資産総額( - )	1,080,222,672円
発行済数量	426,420,784□
1口当たり純資産額( / )	2.5332円

#### (参考)

### DIAM日本株オープン・マザーファンド

#### 平成31年1月31日現在

資産総額	1,097,062,272円
負債総額	18,851,353円
純資産総額( - )	1,078,210,919円
発行済数量	204,237,383□
1口当たり純資産額( / )	5.2792円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

#### (6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

### (7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額(2019年1月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

### (2)会社の機構(2019年1月31日現在)

### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締 役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役 の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の 決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役 会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

### 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業) ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。ま た、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年1月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,115,021,713,581
追加型株式投資信託	864	12,658,713,970,041
単位型公社債投資信託	46	177,794,364,341
単位型株式投資信託	153	1,148,383,784,365
合計	1,089	15,099,913,832,328

#### 3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣 府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、第33期事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第34期中間会計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(単位・十円)
	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	27,972,477	49,071,217
金銭の信託	12,366,219	12,083,824
有価証券	297,560	-
未収委託者報酬	10,164,041	11,769,015
未収運用受託報酬	7,250,239	4,574,225
未収投資助言報酬	316,414	341,689
未収収益	52,278	59,526
前払費用	533,411	569,431
繰延税金資産	678,104	842,996
その他	445,717	427,238
流動資産計	60,076,462	79,739,165
固定資産		
有形固定資産	1,900,343	1,643,826
建物	1 1,243,812	1 1,156,953
器具備品	1 656,235	1 476,504
建設仮勘定	295	10,368
無形固定資産	1,614,084	1,934,700
商標権	5	-
ソフトウエア	1,511,558	1,026,319
ソフトウエア仮勘定	98,483	904,389
電話加入権	3,934	3,931
電信電話専用施設利用権	103	60
投資その他の資産	10,055,336	7,427,316
投資有価証券	3,265,786	1,721,433
関係会社株式	3,306,296	3,229,196
長期差入保証金	1,800,827	1,518,725
前払年金費用	686,322	-
繰延税金資産	893,887	856,537
その他	102,215	101,425
固定資産計	13,569,764	11,005,844
資産合計	73,646,227	90,745,010

T		(単位・下门)
	第32期	第33期
/ A PT - AB :	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在) ————————————————————————————————————
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,169,128	1,003,550
未払金	4,745,195	5,081,728
未払収益分配金	1,027	1,031
未払償還金	57,332	57,275
未払手数料	4,062,695	4,629,133
その他未払金	624,140	394,288
未払費用	7,030,589	7,711,038
未払法人税等	1,915,556	5,153,972
未払消費税等	891,476	1,660,259
賞与引当金	1,432,264	1,393,911
役員賞与引当金	27,495	49,986
本社移転費用引当金	-	156,587
流動負債計	17,211,706	22,211,034
固定負債		
退職給付引当金	1,305,273	1,637,133
時効後支払損引当金	216,466	199,026
本社移転費用引当金	942,315	-
固定負債計	2,464,055	1,836,160
負債合計	19,675,761	24,047,195
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	31,899,643	44,349,855
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	31,776,350	44,226,562
別途積立金	24,580,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,696,350	19,146,562
株主資本計	53,452,601	65,902,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	517,864	795,002
評価・換算差額等計	517,864	795,002
純資産合計	53,970,465	66,697,815
負債・純資産合計	73,646,227	90,745,010

# (2)【損益計算書】

				(単位:十円 <i>)</i>	
	第32期		第33期		
	(自 平成28年4		(自 平成29年		
	至 平成29年3月	月31日)	至 平成30年3	3月31日)	
営業収益					
委託者報酬	56,355,754		84,705,447		
運用受託報酬	12,834,241		19,124,427		
投資助言報酬	1,002,482		1,217,672		
その他営業収益	378,715		117,586		
営業収益計		70,571,194		105,165,133	
営業費用					
支払手数料	24,957,038		37,242,284		
広告宣伝費	838,356		379,873		
公告費	991		1,485		
調査費	15,105,578		23,944,438		
調査費	7,780,474		10,677,166		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7,700,474				
安託神里   委託計算費	891,379		13,267,272 1,073,938		
営業雑経費 	1,102,921		1,215,963		
通信費	51,523		48,704		
印刷費	926,453		947,411		
協会費	37,471		64,331		
諸会費	74		22,412		
支払販売手数料	87,399		133,104		
営業費用計		42,896,265		63,857,984	
一般管理費					
給料	8,517,089		11,304,873		
役員報酬	220,145		189,022		
給料・手当	7,485,027		9,565,921		
賞与	811,916		1,549,929		
交際費	66,813		58,863		
寄付金	13,467		5,150		
旅費交通費	297,237		395,605		
租税公課	430,779		625,498		
不動産賃借料	1,961,686		1,534,255		
退職給付費用	358,960		595,876		
固定資産減価償却費	825,593		1,226,472		
福利厚生費	39,792		49,797		
修繕費	27,435		4,620		
賞与引当金繰入額	1,432,264		1,393,911		
役員賞与引当金繰入額 2000年	27,495		49,986		
役員退職慰労金	63,072		-		
機器リース料	210		148		
事務委託費	1,530,113		3,037,804		
事務用消耗品費	127,265		144,804		
器具備品費	271,658		5,253		
諸経費	129,981		149,850		
一般管理費計	120,001	16,120,918	110,000	20,582,772	
営業利益		11,554,010		20,724,376	
古未刊画		11,554,010		20,124,310	

	1		\ <del>U</del> O '		44.	0 HB
		第32 (自 平成28	2期 3年4月1日	第33期 (自 平成29年4月1日		
	至 平成29年3月31日)					年3月31日)
営業外収益						
受取利息		537			1,430	
受取配当金		51,036			74,278	
時効成立分配金・償還金		103			256	
為替差益		7,025			8,530	
投資信託解約益		2			236,398	
投資信託償還益		-			93,177	
雑収入	1	18,213		1	10,306	
時効後支払損引当金戻入額		-			17,429	
営業外収益計			76,918			441,807
営業外費用						
投資信託解約損		31,945			4,138	
投資信託償還損		47,201			17,065	
金銭の信託運用損		552,635			99,303	
時効成立後支払分配金・償還金		39			-	
時効後支払損引当金繰入額		209,210			-	
営業外費用計			841,031			120,507
経常利益			10,789,897			21,045,676
特別利益						
固定資産売却益	2	2,348		2	1	
投資有価証券売却益		-			479,323	
関係会社株式売却益	1	-		1	1,492,680	
貸倒引当金戻入益		8,883			-	
訴訟損失引当金戻入益		21,677			-	
本社移転費用引当金戻入額		-			138,294	
その他特別利益		746			350	
特別利益計			33,655			2,110,649
特別損失						
固定資産除却損	3	23,600		3	36,992	
固定資産売却損	4	10,323		4	134	
投資有価証券評価損		12,085			-	
ゴルフ会員権評価損		4,832			-	
訴訟和解金		30,000			-	
本社移転費用	5	1,511,622		5	-	
退職給付制度終了損		-			690,899	
システム移行損失		-			76,007	
その他特別損失		-			50	
特別損失計			1,592,463			804,083
			9,231,089			22,352,243
税引前当期純利益			2,965,061			6,951,863
税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税			_,000,001			1 0,00.,000
			177,275			249,832
法人税、住民税及び事業税			· · · · · ·			

## (3)【株主資本等変動計算書】

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

								(+12,113)
株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金				
海士人		7.0/14	次士레스스			その他和	  益剰余金	
貨本玉	資本準備金	資本剰余金	資本 <b>判</b> 宗玉 合計	利益 準備金	別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
								2,544,000
					2,550,000			2,550,000
								6,443,302
		17,124,479	17,124,479					
1	1	17,124,479	17,124,479	-	2,550,000	-	-	1,349,302
2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
		2,000,000 2,428,478	資本金 資本準備金 2,000,000 2,428,478 - 17,124,479	資本金 資本単備金 その他 資本剰余金 合計 2,000,000 2,428,478 - 2,428,478 17,124,479 17,124,479 - 17,124,479	資本金 資本単備金 その他 資本剰余金 利益 準備金 2,000,000 2,428,478 - 2,428,478 123,293 17,124,479 - 17,124,479 - 17,124,479 - 17,124,479 -	資本金	資本金 資本単備金 その他 資本剰余金 合計 型備金 別途 研究開発 積立金 2,000,000 2,428,478 - 2,428,478 123,293 22,030,000 300,000 17,124,479 17,124,479 - 2,550,000 17,124,479 17,124,479 - 2,550,000	資本金       資本剰余金       その他 資本剰余金       その他 資本剰余金       利益 資本剰余金       利益 利益 準備金       別途 積立金       研究開発 積立金       運用責任準備 積立金         2,000,000       2,428,478       123,293       22,030,000       300,000       200,000         17,124,479       17,124,479       2,550,000       -       -         -       -       17,124,479       -       2,550,000       -       -

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金		7 O/H		純資産
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	合計
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の 積立	-	-			-
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による 増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	363,907	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

### 第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

									(+12:113)
		株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金						
	次十二	その他利益剰余金							
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主	資本	評価・換		
	利益剰余金		その他		純資産
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	合計
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 :移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの:決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定) 時価のないもの:移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備について は、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
6.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

### 会計上の見積りの変更

### 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

当社は、当事業年度においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度末の減価償却費が413,260千円増加し、営業利益、経 常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

#### 追加情報

### 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。

本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

#### 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
建物	53,098	140,580
器具備品	734,064	847,466

### (損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

(千円)

		(113)
	第32期	第33期
	(自 平成28年4月 1日	(自 平成29年4月 1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
雑収入	8,183	-
関係会社株式売却益	-	1,492,680

#### 2. 固定資産売却益の内訳

(千円)

	第32期	第33期
	(自 平成28年4月 1日	(自 平成29年4月 1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
建物	546	-
車両運搬具	696	-
器具備品	1,104	1

# 3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

		(113)
	第32期	第33期
	(自 平成28年4月 1日	(自 平成29年4月 1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
建物	-	298
器具備品	4,727	8,217
ソフトウエア	2,821	28,472
電話加入権	16,052	3

# 4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

		( , , , , )
	第32期	第33期
	(自 平成28年4月 1日	(自 平成29年4月 1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
建物	543	-
器具備品	9,779	134

# 5. 本社移転費用の内訳

(千円)

		(113)
	第32期	第33期
	(自 平成28年4月 1日	(自 平成29年4月 1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
本社移転費用引当金繰入額	942,315	-
旧本社不動産賃借料	418,583	-
賃貸借契約解約損	150,723	-

# (株主資本等変動計算書関係)

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

# 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	490	-	24,490
A種種類株式	-	15,510	-	15,510
合計	24,000	16,000	ı	40,000

(注)普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

# 2. 配当に関する事項

# (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21 定時株主総会	· ·	利益剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日

## 第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

### 2. 配当に関する事項

# (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日	普通株式	2 200 000	90, 000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
定時株主総会	A種種類 株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年0月22日

# (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成30年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

	11.00 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月20日	普通 株式	利益	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	12,320,000	313,000	十版30年3月31日	十版30年0月21日

### (金融商品関係)

# 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しておりま す。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引及び株価指数先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、 リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的 に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリ スク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

# 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません ((注2)参照)。

第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	27,972,477	27,972,477	-
(2)金銭の信託	12,366,219	12,366,219	-
(3)未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	-
(4)未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,225,878	3,225,878	-
資産計	60,978,855	60,978,855	-
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	-
負債計	4,062,695	4,062,695	-

# 第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2)金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3)未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4)未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1)未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

# (注1)金融商品の時価の算定方法

#### 資産

#### (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手 先金融機関より提示された価格によっております。

### (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# (5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

### 負債

#### (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

	区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
ł	非上場株式	337,468	272,464
	関係会社株式	3,306,296	3,229,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、 時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有 価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

# (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 第32期(平成29年3月31日現在)

	1年以内 ( 千円 )	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)現金・預金	27,972,477	-	-	-
(2)金銭の信託	12,366,219	-	-	-
(3)未収委託者報酬	10,164,041	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	7,250,239	-	-	-
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

# 第33期(平成30年3月31日現在)

	1年以内 ( 千円 )	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2)金銭の信託	12,083,824	1	-	ı
(3)未収委託者報酬	11,769,015	-	-	1
(4)未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

# (有価証券関係)

# 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円、第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

# 2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

(千円)

差額
463,608
292,891
756,499
-
10,061
10,061
746,438

(注)非上場株式(貸借対照表計上額337,468千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# 第33期(平成30年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(千円)	(千円)	(千円)
投資信託	717,905	2	79,146

<sup>(</sup>注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

# 第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

<sup>(</sup>注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

# 4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円 (その他有価証券)減損処理を行っております。 第33期において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

# (退職給付関係)

# 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は平成29年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとと もに、退職一時金制度を改定しました。

#### 2. 確定給付制度

# (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

1	⊐		ш	``
(	П	Г.	П	

		( 111)
	第32期	第33期
	(自 平成28年4月 1日	(自 平成29年4月 1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
	1,086,550	2,718,372
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
数理計算上の差異の発生額	89,303	61,792
退職給付の支払額	144,062	111,758
合併による増加	1,486,547	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,316,796
退職一時金制度改定に伴う増加額	-	526,345
退職給付債務の期末残高	2,718,372	2,154,607

# (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

		(111)
	第32期	第33期
	(自 平成28年4月 1日	(自 平成29年4月 1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	-	1,363,437
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の発生額	1,894	-
事業主からの拠出額	37,402	36,672
退職給付の支払額	28,876	-
合併による増加	1,336,984	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,417,152
年金資産の期末残高	1,363,437	-

# (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金 費用の調整表

(千円) 第32期 第33期 (平成29年3月31日現在) (平成30年3月31日現在) 積立型制度の退職給付債務 1,275,346 年金資産 1,363,437 88,090 2,154,607 非積立型制度の退職給付債務 1,443,026 未積立退職給付債務 1,354,935 2,154,607 未認識数理計算上の差異 430,203 204,636 未認識過去勤務費用 312,836 4,852 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 1,637,133 919,879 退職給付引当金 1,245,019 1,637,133 前払年金費用 325,140 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 919,879 1,637,133

# (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(千円)
	第32期	第33期
	(自 平成28年4月 1日	(自 平成29年4月 1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の費用処理額	78,229	88,417
過去勤務費用の費用処理額	4,852	39,611
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	-	70,560
その他	7,498	1,620
確定給付制度に係る退職給付費用	274,580	456,577
制度移行に伴う損失(注)	-	690,899

<sup>(</sup>注)特別損失に計上しております。

# (5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

1 m 3 ( m m m m m m m m m m m m m m m m m			
	第32期	第33期	
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)	
株式	31.5%	-	
債券	29.0%	-	
共同運用資産	24.1%	-	
生命保険一般勘定	10.5%	-	
現金及び預金	4.6%		
合計	100.0%	-	

# 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

エヌの外でいた。		
	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
割引率	0.02% ~ 1.09%	0.09%
長期期待運用収益率	2.50%	-
予想昇給率	1.00% ~ 8.73%	1.00% ~ 4.42%

### 3. 簡便法を適用した確定給付制度

# (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

		(千円)
	第32期	第33期
	(自 平成28年4月 1日	(自 平成29年4月 1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	300,927
退職給付費用	22,562	53,156
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	36,177	35,640
合併による増加	287,313	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	391,600
退職一時金制度改定に伴う振替額	-	108,189
退職給付引当金の期末残高	300,927	-

# (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

		(千円)
	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	789,261	-
年金資産	1,150,443	-
	361,181	-
非積立型制度の退職給付債務	60,254	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-
退職給付引当金	60,254	-
前払年金費用	361,181	<u>-</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-

# (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 22,562千円 当事業年度53,156千円

# 4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度61,817千円、当事業年度86,141千円であります。

# (税効果会計関係)

# 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	<u>(平成30年3月31日現在)</u>
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	124,081	290,493
未払事業所税	11,054	11,683
賞与引当金	441,996	426,815
未払法定福利費	84,152	81,186
資産除去債務	86,421	90,524
減価償却超過額(一括償却資産)	10,666	11,331
減価償却超過額	116,920	176,791
繰延資産償却超過額(税法上)	32,949	34,977
退職給付引当金	399,808	501,290
時効後支払損引当金	66,282	60,941
ゴルフ会員権評価損	14,295	13,173
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	69,683	28,976
未払給与	12,344	9,186
本社移転費用引当金	289,865	47,947
その他	14,309	29,193
繰延税金資産小計	1,941,573	1,981,254
評価性引当額	<u>-</u>	<u></u> _
繰延税金資産合計	1,941,573	1,981,254
繰延税金負債		
前払年金費用	210,151	-
その他有価証券評価差額金	159,429	281,720
繰延税金負債合計	369,581	281,720

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) \_\_\_有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1,699,533

繰延税金資産の純額

1,571,992

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

# (企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務		1	投資運用業務、投 資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

平成28年10月1日

# 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

#### 6. 合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

<b>今</b> 社夕	DIAM	MHAM
云仙石	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

<sup>(\*)</sup>普通株式と種類株式を合算して算定しております。

# 7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

#### 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
  - (1)財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(2)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円 取得原価 144,212,500千円

(3)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債

<sup>7.元工||</sup>| の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円 うち金銭の信託 11,792,364千円

b.負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (5)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

### 12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

### (1)貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	114,270,495千円
資産合計	114,270,495千円
流動負債	- 千円
固定負債	13,059,836千円
負債合計	13,059,836千円
純資産	101,210,659千円

(注)固定資産及び資産合計には、のれんの金額70,507,975千円及び顧客関連資産の金額 45,200,838千円が含まれております。

### (2)損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	9,012,128千円
経常利益	9,012,128千円
税引前当期純利益	9,012,128千円
当期純利益	7,419,617千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭

(注)営業利益には、のれんの償却額3,811,241千円及び顧客関連資産の償却額5,233,360千円 が含まれております。

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## (セグメント情報等)

#### 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) 及び第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 日)

#### (1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

# (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

# (関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等 第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) 該当はありません。

<u>第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)</u> 該当はありません。

# (3) 兄弟会社等

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

	25切(日丁	77,20	'/ J ' H	<u> </u>	0 1 0/ 10	<u> </u>					
				事業の		関係	系内容				
属性	会社等の 名称	住所	又は 出資金	内容又 は職業		役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	4,530,351	未払 手数料	767,732
会社の	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都中央区		資産管理等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本の 払戻(純 額) 信託報酬の 支払	100,000 7,080	金銭の 信託	12,366,219
子会社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	1	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,061,766	未払 手数料	1,166,212
	みずほ信 託銀行株 式会社	東京都中央区	2,473 億円	信託銀 行業	-	-	投資一任 契約の締 結	運用受託報 酬の受取	2,520,431	未収運 用受託 報酬	2,722,066

# 第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

				事業の	l		系内容				
属性	会社等の 名称	住所		内容又 は職業	<del>≠</del> / ≯rb	役員の 兼任等		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
の子会社	券株式会	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。
- (注3)運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注4)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

# 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

# (1株当たり情報)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,349,261円64銭	1,667,445円37銭
1株当たり当期純利益金額	201,491円22銭	391,255円29銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株主及び普通株主と同等の 株主に帰属しない金額		
普通株式及び普通株式と同等の 株式に係る当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株式及び普通株式と同等の 株式の期中平均株式数	31,978株	40,000株
(うち普通株式)	(24,244株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(7,734株)	(15,510株)

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# (1)中間貸借対照表

		第34期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)
(資産の部)		(干版50件9月30日城江)
流動資産		
現金・預金		34,067,025
金銭の信託		18,936,052
未収委託者報酬		12,755,452
未収運用受託報酬		3,856,616
未収投資助言報酬		346,291
未収収益		58,816
前払費用		722,476
その他		443,661
	流動資産計	71,186,392
固定資産		
有形固定資産		1,564,959
建物		1 1,139,616
器具備品		1 425,343
無形固定資産		2,666,559
ソフトウエア		875,280
ソフトウエア仮勘定		1,787,307
電話加入権		3,931
電信電話専用施設利用権		40
投資その他の資産		8,242,396
投資有価証券		2,436,769
関係会社株式		3,229,196
長期差入保証金		1,318,800
繰延税金資産		1,167,835
その他		89,794
	固定資産計	12,473,915
資産合計		83,660,307

	(単位:千円) 
	第34期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)
   (負債の部)	(十成30年9月30日現在)
預り金	2,420,695
	5,448,301
未払収益分配金	1,091
未払償還金	48,968
未払手数料	4,999,441
その他未払金	398,799
未払費用	6,877,637
未払法人税等	3,090,099
未払消費税等	599,967
前受収益	70,778
賞与引当金	1,310,878
役員賞与引当金	25,584
;	流動負債計 19,843,940
   固定負債	
退職給付引当金	1,739,495
時効後支払損引当金	177,842
ı	固定負債計 1,917,338
負債合計	21,761,279
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	39,054,769
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	38,931,475
別途積立金	31,680,000
繰越利益剰余金	7,251,475
ł	株主資本計 60,607,726
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,291,302
評価・換	算差額等計 1,291,302
純資産合計	61,899,028
負債・純資産合計	83,660,307

# (2)中間損益計算書

			(単位:十円)
		第34期中間	
W.W. = V		(自平成30年4月1日至	平成30年9月30日)
営業収益			
委託者報酬		42,913,511	
運用受託報酬		8,532,726	
投資助言報酬		628,443	
その他営業収益		58,808	
営業	収益計		52,133,489
営業費用			
支払手数料		18,339,539	
広告宣伝費		179,085	
公告費		125	
調査費		12,096,339	
調査費		4,887,455	
委託調査費		7,208,884	
委託計算費		514,718	
営業雑経費		613,114	
通信費		23,463	
印刷費		467,622	
協会費		31,454	
諸会費		17,206	
支払販売手数料		73,367	
	費用計	,	31,742,923
一般管理費			- , , ,
給料		4,854,622	
役員報酬		92,217	
給料・手当		4,634,136	
賞与		128,268	
交際費		26,068	
寄付金		5,806	
旅費交通費		164,824	
租税公課		284,716	
不動産賃借料		779,131	
退職給付費用		256,835	
固定資産減価償却費		1 294,442	
福利厚生費		22,384	
修繕費		12,644	
賞与引当金繰入額		1,310,878	
役員賞与引当金繰入額		25,584	
機器リース料		60	
事務委託費		1,757,115	
事務用消耗品費		70,698	
器具備品費		3,043	
站兵備叩見 諸経費		98,264	
	[理費計	30,204	9,967,124
営業利益	は共同		
<b>古未刊</b> 血			10,423,441

		(十四・113)
	第34期中間	
	(自平成30年4月1日至	平成30年9月30日)
営業外収益		
受取利息	887	
受取配当金	49,212	
時効成立分配金・償還金	8,482	
時効後支払損引当金戻入額	19,806	
維収入	12,895	
営業外収益計		91,283
営業外費用		
為替差損	19,977	
金銭の信託運用損	23,814	
雑損失	3,708	
営業外費用計		47,500
経常利益		10,467,225
特別損失		
固定資産除却損	18,830	
特別損失計		18,830
税引前中間純利益		10,448,394
法人税、住民税及び事業税		2,910,819
法人税等調整額		312,661
法人税等合計		3,223,481
中間純利益		7,224,913

# (3)中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

									(十四・113)
					株主資本				
	資本剰余金		利益剰余金						
						その他利			
	資本金 資本準備金 資本剰余金 合計		利益 準備金	別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当中間期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
中間純利益									7,224,913
別途積立金 の積立						7,100,000			
研究開発 積立金の取崩							300,000		
運用責任準備 積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰 余金の取崩									6,600,000
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)									
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	11,895,086
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	7,251,475

	株主資本		評価・換	算差額等	
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当中間期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
中間純利益	7,224,913	7,224,913			7,224,913
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発 積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備 積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰 余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)			496,300	496,300	496,300
当中間期変動額 合計	5,295,086	5,295,086	496,300	496,300	4,798,786
当中間期末残高	39,054,769	60,607,726	1,291,302	1,291,302	61,899,028

# 重要な会計方針

三女(6女円/7四	<u> </u>
1.有価証券の評価基準及び評 価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 :移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの:中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定) 時価のないもの:移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び 評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6~18年 器具備品 … 2~20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨 に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)におのを費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっておりま す。

# 表示方法の変更

# 第34期中間会計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

# 注記事項

# (中間貸借対照表関係)

項目	第34期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 184,810千円 器具備品 860,618千円	

# (中間損益計算書関係)

項目	第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1.減価償却実施額	有形固定資產 112,547千円 無形固定資產 181,894千円

# (中間株主資本等変動計算書関係)

第34期中間会計期間(自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	1	40,000

### 2.配当に関する事項

# (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月20日	普通株式	12 520 000	242,000	亚代20年2日24日	₩# <b>*</b> 20 <b>⁄</b> 56 <b>H</b> 24 <b>U</b>
定時株主総会	A種種類 株式	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

### (金融商品関係)

第34期中間会計期間末(平成30年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	34,067,025	34,067,025	-
(2)金銭の信託	18,936,052	18,936,052	-
(3)未収委託者報酬	12,755,452	12,755,452	-
(4)未収運用受託報酬	3,856,616	3,856,616	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,164,304	2,164,304	-
資産計	71,779,451	71,779,451	-
(1)未払手数料	4,999,441	4,999,441	-
負債計	4,999,441	4,999,441	-

# (注1)金融商品の時価の算定方法

# 資 産

#### (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

# (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

# 負債

# (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額		
	(千円)		
非上場株式	272,464		
関係会社株式	3,229,196		

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時 価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

# (有価証券関係)

# 第34期中間会計期間末(平成30年9月30日現在)

### 1.子会社株式

関係会社株式(中間貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表	取得原価	差額
	計上額(千円)	(千円)	(千円)
中間貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
株式	1,976,064	146,101	1,829,962
投資信託	184,247	153,000	31,247
小計	2,160,311	299,101	1,861,209
中間貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,993	4,000	6
小計	3,993	4,000	6
合計	2,164,304	303,101	1,861,202

<sup>(</sup>注)非上場株式(中間貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# (企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務	1240111111	投資運用業務、投 資助言・代理業務

## 2.企業結合日

平成28年10月1日

#### 3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

#### 6.合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

<sup>(\*)</sup>普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7.交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、 結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当 し、DIAMが被取得企業となるものです。

#### 10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

# 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1)中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

(2)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円 取得原価 144,212,500千円

(3)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額 76,224,837千円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負

債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b.負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の 額には含まれておりません。
- (5)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な 種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額

53,030,000千円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

### 12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

#### (1)貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	109,432,950千円
資産合計	109,432,950千円
流動負債	- 千円
固定負債	11,942,856千円
負債合計	11,942,856千円
純資産	97,490,094千円

(注)固定資産及び資産合計には、のれんの金額68,602,354千円及び顧客関連資産の金額42,580,212千円が含まれております。

# (2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,521,569千円
経常利益	4,521,569千円
税引前中間純利益	4,521,569千円
中間純利益	3,720,565千円
1株当たり中間純利益	93,014円14銭

(注)営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,620,626千円 が含まれております。

### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

# (セグメント情報等)

第34期中間会計期間(自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)

### 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

# (1)サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

# (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

### (1株当たり情報)

第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)

1株当たり純資産額

1,547,475円72銭

1株当たり中間純利益金額

180,622円83銭

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
中間純利益金額	7,224,913千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属し ない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中 間純利益金額	7,224,913千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平 均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

## (重要な後発事象)

#### 第34期中間会計期間

(自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)

アセットマネジメントOne株式会社(取締役社長:菅野 暁、以下「AM-One」)は、平成30年6月1日に 株式会社みずほ銀行(頭取:藤原 弘治)と締結した株式譲渡基本合意書に基づき、平成30年11月1日 に株式譲渡契約を締結の上、同日付でみずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社 (取締役社長:安藤 学、以下「MGAI」)の発行済株式の全てを取得し、子会社化しました。本再編に 伴いMGAIは、商号をアセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社(取締役社 長:安藤 学、以下「AMOAI」)に改称しました。

# 1.株式取得の目的

本再編により、AM-OneとAMOAI(旧MGAI)は両社のオルタナティブ投資のゲートキーピング()に係 る機能について一体運営を行ない、ゲートキーピング能力と受託体制の強化を実現するとともに、株 式会社みずほフィナンシャルグループ及び第一生命ホールディングス株式会社とも連携し、お客さま の多様なニーズに応えるものであります。

( )外部の運用会社およびファンドを調査し、優良なファンドを選定・管理すること

#### 2.株式取得対象会社の概要

:アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社 (1)商号

(2)事業内容:投資運用業務、投資助言・代理業務 (3)資本金:10億円(平成30年11月1日現在)

# 3.株式取得の時期

平成30年11月1日

4.取得する株式の数、取得原価及び取得後の議決権比率

(1)取得株式数 :20,000株 (2)取得原価 :12億7千万円

(3)取得後の議決権比率:100%

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜 させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとし て内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいま す。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数 を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体と して政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引 または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

# 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社(以下「MGAI」といいます。)の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100%子会社(新商号:アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社)としました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
  - (1) 受託会社
    - a.名称

みずほ信託銀行株式会社

b.資本金の額

2018年3月末日現在 247,369百万円

c.事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

# (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。

# (注)資本金の額は2018年3月末日現在

### 2【関係業務の概要】

- 「受託会社」は、以下の業務を行います。
- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務
- 「販売会社」は、以下の業務を行います。
- (1)募集販売の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5)受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の送付
- (6)その他上記に付帯する業務

#### 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

# 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。
  - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されてい る旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合には その旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3)投資信託説明書(請求目論見書)に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

# 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成31年3月1日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているきらめきジャパンの平成30年1月16日から平成31年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、きらめきジャパンの平成31年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

ファンドの平成30年1月15日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成30年2月28日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

<sup>(</sup>注1)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月30日

アセットマネジメントOne株式会社 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯原 尚印

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 山野 浩印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に 準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の 有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得 るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもっ て終了する中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の経営成績に関する有用な 情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。